

# 鳥取県公報

平成 19 年 5 月 25 日(金) 号外第 9 0 号

每週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	条	例	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	る条例の一部を改正する条例
			(OI) (MARK)	·

### ——公布された条例のあらまし

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 租税特別措置法の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認 定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる同法の条項 を改める。
  - (2) 施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 市町村等が処理することとする事務の根拠規定について、条例中引用している租税特別措置法の根拠条項を改める。
  - (2) 施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「法」という。)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のうち、当該紛争 の当事者から申請があった場合にあっせんを行わないことができるものを定めた規定中、引用している法の 根拠条項を改める。
  - (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月25日

鳥取県知事 平 井

# 鳥取県条例第49号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後			改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号 に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(311) 略

(312) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第 5号イ又は第31条の2第2項第15号八若しくは第 62条の3第4項第15号八の規定に基づく宅地の造 成が優良な宅地の供給に寄与するものであること についての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞ れに定める額

ア~キ 略

(313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若 しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項 第16号二若しくは第62条の3第4項第16号二の規 定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与 するものであることについての認定 次に掲げる 区分に応じ、それぞれに定める額

ア~カ 略

(314)~(326) 略

2 略

(手数料の徴収)

に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(311) 略

(312) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第 5号イ又は第31条の2第2項第14号八若しくは第 62条の3第4項第14号八の規定に基づく宅地の造 成が優良な宅地の供給に寄与するものであること についての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞ れに定める額

ア~キ 略

(313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若 しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項 第15号二若しくは第62条の3第4項第15号二の規 定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与 するものであることについての認定 次に掲げる 区分に応じ、それぞれに定める額

ア~カ 略

(314)~(326) 略

2 略

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第50号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
事務	市町村等		事務	市町村等		
1~44 略			1~44 略			
45 租税特別措置法(昭和32年	各市		45 租税特別措置法(昭和32年	各市		
法律第26号)第28条の4第3			法律第26号)第28条の4第3			
項第6号、 <u>第31条の2第2項</u>			項第 6 号、 <u>第31条の 2 第 2 項</u>			
第16号二、第62条の3第4項			第15号二、第62条の3第4項			
<u>第16号二</u> 及び第63条第 3 項第			<u>第15号二</u> 及び第63条第 3 項第			
6 号の規定による優良住宅の			6 号の規定による優良住宅の			
認定			認定			
46 租税特別措置法第28条の4	鳥取市、倉吉		46 租税特別措置法第28条の4	鳥取市、倉吉		
第3項第5号イ、 <u>第31条の2</u>	市及び米子市		第 3 項第 5 号イ、 <u>第31条の 2</u>	市及び米子市		
第2項第15号八、第62条の3			<u>第2項第14号八、第62条の3</u>			
<u>第4項第15号八</u> 及び第63条第			<u>第4項第14号八</u> 及び第63条第			
3 項第 5 号イの規定による優			3 項第 5 号イの規定による優			
良宅地の認定			良宅地の認定			
47及び48 略			47及び48 略			

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行の日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第51号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(あっせん)

## 第4条 略

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該 2 知事は、前項の申請があった場合において、当該 申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれか に該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっ せんを行わないことができる。

(1)~(3) 略

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待 遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113 号)による解決の援助を求められたものであって 同法による都道府県労働局長による助言、指導若 しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないこと が決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条 第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若し くは同法による調停が成立したもの

(5)~(8) 略

3 略

(あっせん)

### 第4条 略

申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれか に該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっ せんを行わないことができる。

(1)~(3) 略

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待 遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113 号)による解決の援助を求められたものであって 同法による都道府県労働局長による助言、指導若 しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないこと が決定されるまでの間にあるもの又は同法第14条 第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若し くは同法による調停が成立したもの

(5)~(8) 略

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。